

南区公告 第144号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年6月25日

横浜市南区長

高澤 和義



送達を受けるべき者の氏名又は名称	浅利 潤一
送達する書類	差押調書（謄本）
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	

南区公告 第145号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年6月25日

横浜市南区長

高澤 和義



送達を受けるべき者の氏名又は名称	村上 善之 外41名
送達する書類	令和8年度賦課 令和8年度課税 固定資産税・都市計画税 督促状
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	

南区税務課（収納担当）

公示日：令和8年6月25日

令和8年度賦課 令和8年度課税

固定資産税・都市計画税

地方税法第371条

氏名(名称)	通知書番号	発行年月日	備考
村上 善之	340260026437	令和8年5月29日	第1期
中村 尚雄	340260123374	令和8年5月29日	第1期
眞板 弘子	340260243595	令和8年5月29日	第1期
桑島 俊秀	340260355109	令和8年5月29日	第1期
平野 よし子	340260416599	令和8年5月29日	第1期
笹山 樹	340260439567	令和8年5月29日	第1期
佐々木 直人	340260459531	令和8年5月29日	第1期
濱中 晃	340260460916	令和8年5月29日	第1期
石川 文龍	340260490145	令和8年5月29日	第1期
大貫 たか	340260502651	令和8年5月29日	第1期
柳瀬 明正	340260505897	令和8年5月29日	第1期
小野 新太郎	340260507106	令和8年5月29日	第1期
申 白徹	340260510430	令和8年5月29日	第1期
池田 拓	340260531651	令和8年5月29日	第1期
穴戸 祐太	340260573123	令和8年5月29日	第1期
鷹野 稜	340260575270	令和8年5月29日	第1期
平城 理紗	340260577838	令和8年5月29日	第1期
松元 崇	340260578879	令和8年5月29日	第1期
宮島 明日香	340260589445	令和8年5月29日	第1期
山下 紀之	340260590061	令和8年5月29日	第1期
坂本 幸子	340260590101	令和8年5月29日	第1期
岡村 勇哉	340260591853	令和8年5月29日	第1期
足立 圭佑	340260592480	令和8年5月29日	第1期
金子 元紀	340260592611	令和8年5月29日	第1期
中戸 雅之	340260592918	令和8年5月29日	第1期
高麗 大器	340260600214	令和8年5月29日	第1期
田中 建蔵	340260600399	令和8年5月29日	第1期
吉川 裕介	340260602569	令和8年5月29日	第1期
下野 達紀	340260604664	令和8年5月29日	第1期
金 爽晋	340260605159	令和8年5月29日	第1期
加藤 稔真	340260606462	令和8年5月29日	第1期
株式会社研成	340260615041	令和8年5月29日	第1期
横浜マツダ販売株式会社	340260617831	令和8年5月29日	第1期
有限会社成光産業	340260620751	令和8年5月29日	第1期
株式会社ワイ・シーコーポレーション	340260623375	令和8年5月29日	第1期
有限会社ホワイトベア	340260626410	令和8年5月29日	第1期
住宅営団	340260631244	令和8年5月29日	第1期
小川 勘右エ門 外7名	340260649067	令和8年5月29日	第1期
山口 浅吉 外1名	340260650228	令和8年5月29日	第1期
刘 杜萍 外1名	340260714795	令和8年5月29日	第1期

作成日：令和8年6月23日

1 / 2 頁

南区公告 第146号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年6月25日

横浜市南区長

高澤 和義



送達を受けるべき者の氏名又は名称	島野 祐一 外3名
送達する書類	令和8年度賦課 令和7年度課税 市民税・県民税・森林環境税 督促状
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	

